

令和3年度第1回箕面市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和3年(2021年)12月10日(金)

午前10時00分～

場所：箕面市役所 本館2階 特別会議室

- 1 箕面市廃棄物減量等推進審議会の概要について 【報告1】
- 2 箕面市一般廃棄物処理計画の概要について 【報告2】
- 3 箕面市食品ロス削減推進計画について（諮問） 【案件1】
- 4 その他

箕面市廃棄物減量等推進審議会の概要

1 目的

箕面市では、※¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、箕面市における一般廃棄物の減量等の推進を審議する組織として、平成5年度より「箕面市廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。

本審議会の組織及び運営に関することは、※²同法律の第5条の7第2項の規定に基づき、箕面市条例「箕面市廃棄物等推進審議会設置条例（平成5年4月1日施行）」を制定、それに基づき会の設置、開催を行うものです。

2 審議等

本審議会では、箕面市の一般廃棄物適正処理、減量等に関する以下について審議を行うものです。

- (1)箕面市一般廃棄物処理計画の策定に関すること
- (2)箕面市一般廃棄物処理実施計画に関すること（報告・案件）
- (3)一般廃棄物処理に関する法の改正や国の指針、市の方針や施策に関すること（報告・案件）
- (4)その他

※参考までに本審議会の過去5カ年の議題と主な内容について、別紙「資料1」のとおり示します。

※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項」
市町村は、その区画内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を設置することができる。

※2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第2項」
廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

過去5カ年の廃棄物減量等推進審議会の議題等について

年度	開催日	議 題 等	主な内容 ※意見は委員、説明 or 報告は事務局
平成 28 年度	第1回 7月27日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について 【案件2】 ごみ処理施設基幹改良事業について	・諮問書の提出 ・事業系ごみの変化について意見 ・不法投棄防止対策について意見 ・プラスチック容器包装の対応について意見 ・共同処理に関する効率化や市民サービスの変化などについて意見
	第2回 11月29日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について	・不法投棄防止対策、プラスチック容器包装意見の説明 ・集団回収の回収量の変化について意見 ・総ごみ量の減少傾向について説明 ・ペットボトル回収・処理について説明
	第3回 2月24日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について	・大阪府内のごみ発生量、リサイクル率への反映について意見 ・資源化目標値に伴う集団回収の充実について意見
平成 29 年度	第1回 6月30日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について 【報告1】 北摂地域レジ袋削減協定について	・集団回収と報償金についての意見 ・北摂地区市町村と事業所と協定を進める会議の発足について報告
	第2回 12月15日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について	・施設基幹改良工事の工事の手法(予定)の説明 ・ペットボトル回収の市内全戸回収実施の説明
	開催外 3月28日	【案件1】 一般廃棄物処理計画について	・答申書の受理
令和 元年度	第1回 7月23日	【報告1】 箕面市一般廃棄物処理計画(平成30年4月版)の策定について	・本審議会の諮問・答申を経て、計画策定の報告 ・ペットボトルの処理について意見
		【報告2】 スマートフォン向け情報アプリの発信について	・6月末にリリース、機能について説明と報告 ・使用する市民目線からの意見
		【報告3】 環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業について	・6月末に基幹改良工事に着手、10月には施設の運営管理を一括管理することを報告
		【報告4】 北摂地域におけるマイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定の締結について	・北摂7市3町と9事業所との協定締結。マイバッグ持参率80%を報告 ・マイバッグ利用促進について市民意識の向上について意見
		【案件1】 災害時における一般廃棄物の処理について	・災害時のごみ処理について計画策定を進める旨の説明 ・大阪府下市町村においても計画策定が進みつつあることの説明

	第2回 3月19日	【案件1】 令和2年廃棄物処理実施計画の見込量及び目標値の設定について 【案件2】 災害廃棄物処理計画／マニュアルについて	・令和元年度の予測と令和2年度の見込量による目標値の設定について説明 ・ペーパーレス社会に応じた集団回収等（資源化）についての意見 ・ペーパーレス等の資源化量について現状を踏まえた目標値の設定の見直しの検討 ・計画の概要について説明。 ※箕面市地域防災計画と密接に連携、引用した計画 ・処理施設までのルートについて意見 ・情報発信の手法について意見 - 箕面市地域防災計画で定めている旨を説明
	令和 2年度	第1回 (Zoom開催) 3月22日 【報告1】 箕面市災害廃棄物処理計画について 【報告2】 箕面市一般廃棄物処理実施計画における目標値の見直しについて 【案件1】 令和3年度箕面市一般廃棄物処理実施計画について	・計画の概要について説明 ・収集車両の不足等で市で処理ができない場合についての意見 ・7市3町2事務組合のより災害協定の締結等を説明 ・社会情勢に変化に応じた目標値の見直しについて説明 ・インターネットショッピングによる段ボールの影響について意見 ・「雑紙」回収について意見 ・集団回収拠点、回数について意見 ・令和2年度の予測と令和3年度の見込量による目標値の設定及び取り組みについて説明 ・ペットボトルの収集、処理について意見 ・廃棄物処理施設の維持管理について意見 ・食品ロスの活発な動きと今後の取り組みについて意見 ・不法投棄防止管理について意見

※平成30年度は、本市事務局と委員の都合が合わず開催を見送っています。

箕面市一般廃棄物処理計画の概要

一般廃棄物処理計画の法的な位置付けについて

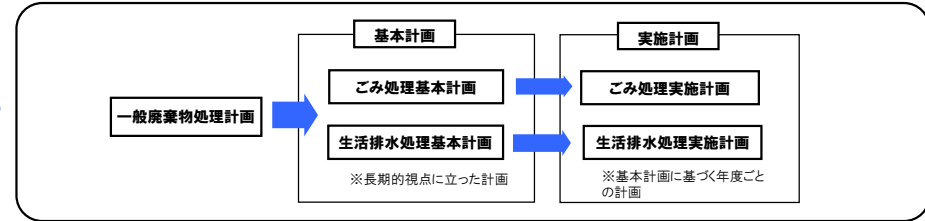
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項(廃棄物処理法)
市町村は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的とし、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならない。

一般廃棄物処理計画は、以下の2つの構成とする。

- 【基本計画】 長期的な視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画
【実施計画】 基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項(廃棄物処理法)
一般廃棄物処理計画には、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、法で定める以下の1号～5号及び、市が任意で設定する項目に応じて、ごみ処理基本計画の施策項目を設定、取り組んでいる。

計画の位置付けフロー図(廃棄物処理法第6条第1項より)



【生活排水処理基本計画・生活排水処理実施計画について】

市域全体の生活排水の衛生的で効果的な処理を行い、河川水質の保全に寄与するとともに、下水道処理とし尿収集処理の整合性を図るものである。
箕面市の下水道普及整備率は99.9%とほぼ100%に近い完成ではあるが、一部地域の事情により100%に至らない状況であるため、平成25年度に環境クリーンセンター内にし尿処理設備(し尿希釈処理)を整備し、一部地域のし尿処理を行っている。し尿希釈設備は希釈後下水道放流(市内下水道処理と同様)を行っている関係上、衛生的な処理を行っており、今後の下水道普及整備率の合わせて、基本計画の施策を推進する考えである。
※下水道普及整備に大きな動きは無いことから、「生活排水処理基本計画」及び「生活排水処理実施計画」にも動きはない状況

ごみ処理基本計画の概要(廃棄物処理法第6条第2項より)

項 目		ごみ処理基本計画の施策項目(取り組み)			
法で定める項目	廃棄物処理法第6条第2項第1号 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	一般廃棄物(家庭系・事業系)の発生量及び処理量実績を分析し、見込み量(減量・減量化目標)を定める。 ※減量・減量化目標に向け、施策項目の取り組みを実施			
	廃棄物処理法第6条第2項第2号 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項	(1)家庭ごみ減量・資源化計画	① 生ごみの減量・資源化 生ごみの減量・資源化方策を検討します。 ② 資源ごみのリサイクル推進 集団回収の支援やペットボトルの拠点回収を継続します ③ 経済的手法のさらなる活用 燃えるごみ専用袋の原則無料配布により、排出抑制をします ④ 市民を対象に行う側面的支援施策 環境学習やイベント等を通じて、家庭ごみの減量を進めます ⑤ 事業者を対象に行う側面的支援施策 事業者への啓発を強化し、エコライフの普及を図ります	(2)事業系ごみ減量・資源化計画	① オフィス町内会制度の推進 事業者が排出する資源物の集団回収を進めます ② 生ごみの減量・資源化の指導 リサイクルルートの情報収集・提供を進めます ③ 剪定枝等の資源化推進 分別搬入される剪定枝等の資源化を継続します ④ 分別排出の促進 適正処理の指導・啓発を図ります ⑤ ごみ処理手数料等の見直し 処分経費の負担割合、近隣市との格差是正を図ります ⑥ 事業者への側面的支援施策 自己処理責任の啓発・指導と減量手法の情報提供を進めます
	廃棄物処理法第6条第2項第3号 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	(3)収集・運搬計画	① 資源化推進のための分別収集 5種7品目の分別収集を継続します ② 収集回数の見直し 排出量への対応や効率化の検証を進めます ③ 排出マナーの啓発推進 収集形態に応じた啓発・指導を図ります		
	廃棄物処理法第6条第2項第4号 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 廃棄物処理法第6条第2項第5号 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	(4)中間処理計画	① 規制物質への対応 ダイオキシン濃度等の計測を継続し、適正値の維持を図ります ② 施設の計画的な整備 施設の良好な状態を維持するため、計画的に整備を進めます ③ 資源化推進のための設備整備 ごみの減量・資源化施策推進に必要な設備の整備を図ります ④ 埋立処分物の資源化 焼却灰の資源化、減容処理等の方策の研究を進めます	(5)最終処分計画	① フェニックス計画への参画 広域処分場への焼却灰搬入を継続します ② 現焼却灰処理場の適正管理 止々呂美焼却灰処理場の適正な維持管理を図ります
	市の任意設定 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	(6)その他の適正処理計画	① 適正処理困難物への対応 ホームページ等での啓発・情報提供を継続します ② 不法投棄対策 関係機関との連携を図り、ノミローを強化します ③ 行政内における組織横断連携の強化 関連部局との情報交換と連携を強化します ④ 災害廃棄物の取扱 災害発生時に迅速な収集、処分を行えるようにします		

箕面市食品ロス削減推進計画(素案)について

1. 計画策定までの取組

(1) 先進事例の調査

- ＜実施概要＞ 大阪府内の市町村の主な取組と全国の特徴的な取組事例を調査
- ＜実施時期＞ 令和3年5～7月
- ＜調査結果＞ 別添①「大阪府内市町村及び全国の特徴的な食品ロス削減の取組事例」のとおり

(2) 箕面市社会福祉協議会の活動調査

- ＜実施概要＞ 「みのお版フードバンク」を展開する箕面市社会福祉協議会に活動内容、課題等をヒアリング
- ＜実施時期＞ 令和3年10月
- ＜活動内容＞
 - ・食品流通事業者からの食品の寄付を受けるとともに、及び市内スーパーマーケット2店舗にブースを設けて一般市民から食品の寄付を募り、集まった食品を生活困窮世帯に提供(毎月200kg程度の寄付食品を取り扱い)
 - ・食品提供先は、①生活相談窓口の相談者 ②市内地域活動団体が実施する活動(こども食堂など5団体) ③フードパントリーにより学生やひとり親家庭
- ＜課題＞
 - ・ニーズに沿った食品の確保
 - ・定期的な”出口“の確保
 - ・アクセスしやすいフードパントリー開催場所の確保

(3) 本市の各部局における食品ロス削減の取組調査

- ＜実施概要＞ 各部局における食品ロス削減に取り組みを文書で照会
- ＜実施時期＞ 令和3年11月
- ＜調査結果＞ 給食提供事業を所管する2部局において実施中

実施部局	取組概要	成果
子ども未来創造局	平成30年度から、給食の食べ残し削減のため、残食率を調査し、改善	残食率目標10%以下 令和2年度全校平均残食率は、米飯7.8%、牛乳

		9.1%、副食 7.6%
箕面市立 病院	令和元年4月から、入院患者給食の調理用食材の購入及び処理・調理の適正化(盛り付け配膳後の予備、保管食材の削減)による廃棄食品の削減	1日あたり12kgの削減(1食あたり4kg×3食(朝昼晩))年間約4.4tの削減(12kg×365日)

2. 箕面市食品ロス削減推進計画(素案)の概要について

別添②「箕面市食品ロス削減推進計画(素案)の概要」のとおり

3. 諮問・答申について

- (1)諮問 第1回審議会(今回)で計画(素案)について諮問
- (2)意見聴取① 第1回審議会で、計画(素案)について意見交換
※審議会終了後、郵送でも追加意見を受付
- (3)答申(案) 令和4年1月下旬までに委員に提示
- (4)意見聴取② 第2回審議会(2月上旬)で、答申(案)について意見交換
- (5)答申 2月下旬をめぐり、会長から市に答申手交

大阪府内市町村及び全国の特徴的な食品ロス削減の取組事例

添付①

大阪府内市町村の主な取組事例

市町村名	食品ロス削減の取組			備考
	取組分類	催しの名称等	内容	
大阪市	フードドライブ	ごみ減量フェスティバルガレッジセール・イン・OSAKATOWN	・「ごみ減量強化月間(10月)」に恒例開催するイベントのなかで、市民・事業者などと協働し、ごみ減量・3R推進、食ロス削減の取り組みとして「フードドライブ」やドギーバッグの普及啓発等を実施。	大阪城公園 太陽の広場(10月12日)
	パネル展示	ECO緑日2019	・NPO団体や企業、大阪市エコボランティアなど60団体以上が出演・出演するなか、食品ロス削減を楽しく学べるワークショップの実施や展示、ドギーバッグの普及啓発等を実施。ステージでは手作り打楽器を使った合奏や地元中高生による演奏などのパフォーマンスも実施。	花博記念公園鶴見緑地公園内(11月3日)
	ものづくり・体験	お米作り連続講座2019	・米作りを通して、食物の大切さ、生物多様性等を学ぶ。 第7回 稲刈り体験 第8回 稲刈り体験 第9回 脱穀・粳摺り体験	花博記念公園鶴見緑地なにわECOスクエア自然体験観察園(10月12～13、26日)
	ものづくり・体験	なにわの伝統野菜を育てよう!	なにわの伝統野菜づくりを通して、食物の大切さ、生物多様性等を学ぶ。 第1回10月6日 ・なにわの伝統野菜ってなあに? ・田辺大根と天王寺蕪の種をまこう 第2回11月10日 ・大根と蕪の育ち方を観察しよう ・野菜づくりと生き物たちのお話 (小学生以下は保護者同伴)	花博記念公園鶴見緑地なにわECOスクエア自然体験観察園(10月6日、11月10日)
堺市	パネル展示	ごみ減量啓発パネル展	・食品ロス削減と、堺市で推奨している4R運動などの啓発パネルを展示。	堺市役所本館1階エントランスホール(10月1日～10日)
	パネル展示	緑化祭	・食品ロス削減と、堺市で推奨している4R運動などの啓発パネルを展示し、パネルにまつわるクイズを実施。	大仙公園(10月27日)
泉大津市	ものづくり・体験	エコクッキング(一般) 一時保育付き	・泉大津市民を対象とした旬の野菜を無駄なく使う方法や省エネ、ごみを出さない環境にやさしい調理の工夫を学ぶ。(先着24名)	泉大津市立北公民館 調理室(11月30日)
豊中市	フードドライブ	株式会社ダイエーにおけるフードドライブ	・家庭で余っている食品を店舗営業時間内に設置する回収ボックスに寄付し、社会福祉協議会を通じて必要としている人に提供。	豊中市内3店舗(豊中駅前店・曽根店・グルメシティー庄内店)10月21～27日
	フードドライブ	野畑地区体育祭におけるフードドライブ	・イベント会場にブースを設置し、家庭などで余っている食品を持ち寄り、社会福祉協議会を通じて必要としている人に提供。	豊中市立野畑小学校体育館前(10月13日)
	フードドライブ	市役所におけるオフィスフードドライブ	・市役所庁舎内にブースを設置し、家庭などで余っている食品を持ち寄り、社会福祉協議会を通じて必要としている人に提供。	豊中市役所第二庁舎1階市民ロビー(10月30日)
吹田市	啓発チラシの配布	スーパーの店頭での食品ロス削減キャンペーン	・食品ロス削減について呼びかけをしながら、啓発チラシ入りティッシュを配布。	吹田市ごみ減量再資源化推進会議に所属しているスーパーの店頭(10月16～25日)
守口市	フードドライブ	守口市民まつり	・守口市民を対象とした食品ロス削減に関するブースを出展。	ふれあい広場(大枝公園)11月3日
茨木市	フードドライブ	フードドライブ	・本市実行委員会主催の消費生活展にて、フードドライブを実施。	イオンモール茨木(10月19日)
枚方市	イベント体験	環境フェスタごみ減量フェア	・食品ロスを考えるメニューの試食ブース、リユース品の無料抽選会、パッカー車や重機類との記念撮影と収集体験、ひらかた夢工房による展示販売、穂谷川清掃工場見学など。	穂谷川清掃工場(11月3日)
大東市	啓発チラシの配布	レジ袋削減キャンペーン	・店舗での街頭アンケート調査を行い、回答の方にマイバックと食品ロス啓発チラシ等を配布。	じゃんぼ食鮮館 野崎店

大阪府内市町村の主な取組事例

市町村名	食品ロス削減の取組			備考
	取組分類	催しの名称等	内容	
八尾市	講座・学習	消費者教育基礎講座	・八尾市民を対象とした衣食住や環境(食品ロス削減・プラスチックゴミ等)などの消費生活に関する様々な問題を通して、基礎的な知識を習得する講座を実施。	八尾市立くらし学習館(9月25～27日)
摂津市	フードドライブ	食品ロス削減啓発パネル展	・摂津市民、事業者を対象とした食品ロス削減を通じ、SDGS持続可能な社会の実現に向けた取組を考えるセミナーを実施。期間中はフードドライブを同時開催。	摂津市立コミュニティプラザ1階ロビー(10月27日～11月30日)
	パネル展示	市民環境フェスティバル2019	・摂津市民、事業者を対象とした食品ロス削減についての展示。同時に環境に関するブースやゲーム、講演会を開催。	摂津市立コミュニティプラザ(11月10日)
四條畷市	フードドライブ	フードドライブ	・四條畷市民を対象としたフードドライブ、食器回収と同時開催。	四條畷市役所(10月23日)
	フードドライブ	フードドライブ	・四條畷市民を対象としたフードドライブ、食器回収と同時開催。	四條畷西中学校(10月27日)
島本町	学習・映画上映	0円キッチン上映会	・食品ロスについて考える映画「0円キッチン」の上映会を行う。(主催:しまもと環境・未来ネット)	島本町ふれあいセンター(10月6日)
熊取町	パネル展示	環境フェスティバル2019～みんなで減らそう！プラごみ&食品ロス～	・食品ロスの削減とプラごみをテーマとした環境問題について考えるきっかけづくりのイベントを実施。	熊取交流センター煉瓦館(11月17日)

全国の特徴的な主な取組

東京都	啓発・製作	食品ロス削減動画を制作・配信	食品ロス削減に取り組む東京都板橋区からの依頼のもと、某大学の表現学科等とが、食品ロスの問題について訴える動画CM2本を制作 ※野菜の気持ちや食べ物の寿命について訴えかける動画CM	
横浜市	啓発	シェアバッグ「おいしい」と「もったいない」をシェアしよう	(株)リクルートライフスタイルが運営する飲・店予約・グルメ情報サイト「ホットペッパーグルメ」と横浜市が共同 持ち帰りができる飲食店であることを示すオリジナルPOPやステッカーを横浜市が作成、市内の参画飲食店約150店舗に配布。	
岡山県	イベント・ものづくり	サルベージ・パーティ®	シェフと一緒に「のこりもの食材」をおいしく変身させ、みんなで楽しくパーティを開催。	
京都府	啓発・研究	賞味期限・消費期限(見切り商品)の購入を促す啓発による食品ロス削減効果の検証	「値引き商品を買っていただくと、食品ロスが減ります。」や「すぐ食べるならお得な商品をもう一品!」と書かれた啓発資材を作成し、店舗と協力して見切り商品の購入を促進 ※ 前年同時期と比べ、青果、惣菜、パンの3部門とも廃棄率、廃棄個数が改善	
神戸市	啓発	商品棚「てまえどり」で食品ロス削減に向けたキャンペーン	・神戸コープ市内34店舗と神戸市がタイアップ 販売期限切れが近い商品に「なくそう食品ロス! すぐに食べるなら是非!」と記した値引きシールや、買物かごに「手前から取ってね」と呼び掛ける啓発ステッカーを神戸市が作成	

箕面市食品ロス削減推進計画（素案）の概要

1. 計画の位置づけ

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減計画です。

大阪府食品ロス削減推進計画を踏まえ、かつ箕面市一般廃棄物処理計画との調和を保って策定しています。

■計画期間：令和4年4月～

計画の終期は定めませんが、大阪府計画の中間年・最終年をめぐりに評価を行い、必要に応じて内容を見直します。

また、大阪府計画が見直されたり改訂された場合はその内容を反映します。

2. 基準値と目標値

■「食品ロス量」の基準値と目標値

- ・国・大阪府に準じ、事業系、家庭系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減をめざします。
- ・基準値は、大阪府の家庭ごみ量に占める食品ロス量の割合（食品ロス率：13.4%）を本市のごみ量に適用して求めます。
- ・人口増減に左右されないよう、単位は「1人1日あたり排出量」とします。

	2000年度 (基準値)	2019年度 (現状値)	2030年度 (目標値)
家庭ごみ	94.35 g/人/日	67.77 g/人/日	47.17 g/人/日
事業系ごみ	49.71 g/人/日	39.86 g/人/日	24.85 g/人/日

■「食品ロス削減に取り組む市民の割合」の基準値と目標値

- ・市民満足度調査（隔年実施）において、食品ロス削減の取組を「いつもする」「ときどきする」と回答した人の割合とします。

2021年度（基準値）	2030年度（目標値）
（調査結果は令和4年3月中に公表予定）	基準値×1.1

3. 基本的施策の推進

	基本的施策
事業者への取組	（1）「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援
	（2）フードバンク活動の支援
	（3）飲食店の“食べきり・持ち帰り”の取組の支援
	（4）食料品販売店の“てまえどり”活動の推進
	（5）食品ロス削減の取組事例の情報提供
	（6）事業者の取組にかかる公表等
消費者への取組	（1）啓発媒体の活用
	（2）食品ロス削減月間における啓発の実施
	（3）既存イベントにおける啓発イベントの展開
	（4）フードバンク活動の支援
	（5）“食べきり”・“持ち帰り”・“てまえどり”の啓発
排出者としての取組	市立小・中学校給食における残食率の抑制 市立病院給食における廃棄食品の低減

4. 計画の推進

計画の推進にあたっては、市の様々な部局が協力、連携し、情報を共有しながら取り組みます。

- ・廃棄物行政担当部局
- ・商工業所管部局
- ・福祉部局
- ・子育て支援関連部局
- ・学校教育部局
- ・市立病院事務局 など

また、計画の進捗管理は、箕面市廃棄物減量等推進審議会で行います。

箕面市食品ロス削減推進計画（素案）

0. はじめに

1. 総論

1.1. 計画の位置づけ

1.1.1. 法律上の位置づけ

1.1.2. 大阪府食品ロス削減推進計画との関係

1.1.3. 箕面市一般廃棄物処理計画との関係

1.2. 計画期間

1.3. 各主体の役割

2. 基準値と目標値

2.1. 指標

2.2. 食品ロス量

2.2.1. 大阪府計画における指標

2.2.2. 本市における指標

2.3. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

2.3.1. 大阪府計画における指標

2.3.2. 本市における指標

3. 基本的施策の推進

3.1. 事業者への取組

3.2. 消費者への取組

3.3. 排出者としての取組

4. 計画の推進

4.1. 庁内横断的な連携

4.2. 効果測定

4.2.1. 食品ロス量

4.2.2. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

4.3. 計画の進捗管理

箕面市

0. はじめに

食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のことで、生産、製造、販売、消費、あらゆる段階で発生している。

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、食品ロス削減を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」が策定された。

これらの動きを背景に、箕面市においては、体系的かつ具体的に食品ロス削減に取り組むことをめざし、「箕面市食品ロス削減推進計画」を策定した。

食品ロス削減の推進は、「啓発がすべて」と言っても過言でないほど、市民一人一人の意識と行動変容が重要である。消費者の意識と購買行動が変われば事業者も変わる、事業者の取組が消費者の意識と行動を変える。

市は、これらの相互作用を自然に任せるのではなく、意識的に、かつ体系的に啓発を行うことにより、相乗効果を引き出し、より多くの市民の具体的な行動変容につなげられるよう取り組むものである。

1. 総論

1.1. 計画の位置づけ

1.1.1. 法律上の位置づけ

箕面市食品ロス削減推進計画(以下、「本計画」という。)は、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにする「食品ロスの削減」をめざし、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定する。

1.1.2. 大阪府食品ロス削減推進計画との関係

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定により、大阪府食品ロス削減推進計画(以下、「大阪府計画」という。)を踏まえるものである。

基準値・目標値の考え方、基本的施策のフレーム等については大阪府計画に準拠するとともに、市町村の枠を超え広域で取り組むべき施策及び都道府県の管轄に属する産業廃棄物に関する取組は、本計画の対象外とし、大阪府計画に拠るものとする。

1.1.3. 箕面市一般廃棄物処理計画との関係

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第2項の規定により、箕面市一般廃棄物処理計画(以下、「市処理計画」という。)との調和を保つものである。

市処理計画において、食品ロス削減に関する施策は、「計画番号(1) 施策番号① 生ごみの減量・資源化」に属する。

また、市処理計画の目標値は、「総ごみ排出量」「家庭ごみ処理量」「集団回収量」「事業系ごみ排出量」「資源化量」の5指標であり、本計画における食品ロス量に係る目標値は、これら5指標のうち、「総ごみ排出量」「家庭ごみ処理量」「事業系ごみ排出量」に包含される。

1.2. 計画期間

本計画の始期は令和4年4月とし、終期は定めない。

なお、大阪府計画は計画期間が 2021 年度から 2030 年度、かつ 2025 年度を計画の中間年として「食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を見極め、検討する」とされていることから、これらの年度を目途に本計画の効果測定と評価を行い、必要に応じて本計画の内容の見直しを検討するとともに、大阪府計画が見直され、あるいは改訂された場合には、その内容を反映する。

1.3. 各主体の役割

【事業者の役割】

- ・ 食品ロスの状況とその削減について理解を深め、自らの事業活動により発生している食品ロス把握し、自ら削減に取り組む。
- ・ 消費者に対して自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。
- ・ 国、大阪府及び箕面市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する。

【消費者の役割】

- ・ 食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深め、自身が排出している食品ロスについて把握し、その削減に取り組む。
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・ 国、大阪府及び箕面市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する。

【市の役割】

- ・ 市内の事業者、市民（消費者）に対して、市における食品ロスの状況と削減の必要性について周知、啓発し、それぞれが食品ロス削減に向けた行動ができるよう、具体的な取組にかかる情報提供を行う。
- ・ 食品ロスを排出する一事業者として、自らの食品ロス排出削減に取り組む。

2. 基準値と目標値

2.1. 指標

大阪府計画においては、「食品ロス量」と「食品ロス削減に取り組む府民の割合」の2指標が設定されている。

これに準じ、本計画においても「食品ロス量」及び「食品ロス削減に取り組む市民の割合」を効果測定のための指標とする。

2.2. 食品ロス量

2.2.1. 大阪府計画における指標

大阪府計画においては、国に準じ、事業系、家庭系ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量の半減を目指すとしており、具体的数値は次表のとおりである。なお、大阪府の事業系の数値には産業廃棄物が含まれている。

	2000 年度(基準値)	2019 年度(現状値)	2030 年度(目標値)
家庭系	32.2 万トン/年	20.8 万トン/年	16.1 万トン/年
事業系	33.2 万トン/年	22.3 万トン/年	16.6 万トン/年
全体	65.4 万トン/年	43.1 万トン/年	32.7 万トン/年

(出典：大阪府計画からリライト)

2.2.2. 本市における指標

本計画においては、市町村が所管する一般廃棄物(家庭ごみと事業系ごみ)を対象とする。

また、大阪府計画が用いているのは「総排出量」であるが、市町村単位においては人口増減の影響を大きく受けるため、「1人1日あたりの排出量」を指標とする。

家庭ごみについては、大阪府の家庭ごみ量に占める食品ロス量の割合(食品ロス率)を本市の家庭ごみ量に適用して、基準値となる 2000 年度の本市の食品ロス量を算出する。

	大阪府(2000 年度)	箕面市(2000 年度)
家庭ごみ量(A)	2,398,877t	702.87g/人/日
食品ロス量(B)	322,000t	94.35 g/人/日
食品ロス率(B/A)	13.4%	13.4%

適用

※大阪府(2000 年度)の家庭ごみ量は、可燃ごみ・不燃ごみ等すべての家庭ごみ量(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より)を使用

次に、事業系ごみについては、大阪府計画において産業廃棄物と一般廃棄物の区別がないため、一般廃棄物だけの食品ロス率を推測することはできない。

そこで、本市における過去のごみ細組成分析において、家庭ごみと事業系ごみにおける厨芥類の割合が大きく乖離していないことから、上記の家庭ごみの食品ロス率を事業系ごみにも準用して、基準値となる 2000 年度の本市の食品ロス量を算出する。

	大阪府(2000 年度)	箕面市(2000 年度)
事業系ごみ量(A)	—	370.31g/人/日
食品ロス量(B)	—	49.71 g/人/日
食品ロス率(B/A)	13.4%	13.4%

準用

本計画においては、当面の目標年度と目標値を設定することとし、国及び大阪府に準じ、目標年度を 2030 年度、目標値は 2000 年度数値の半減をめざすものとする。

	2000 年度(基準値)	2019 年度(現状値)	2030 年度(目標値)
家庭ごみ	94.35 g/人/日	67.77 g/人/日	47.17 g/人/日
事業系ごみ	49.71 g/人/日	39.86 g/人/日	24.85 g/人/日

2.3. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

2.3.1. 大阪府計画における指標

大阪府計画においては、大阪府が実施した「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」において、食品ロス削減のために複数(2項目以上)の取組を行っている府民の割合が81.9%であったところ、これを 2030 年度までに 90%とするとされており、その内容は次表のとおりである。

食品ロス削減の取組を複数 (2項目以上)行う人の割合	食品ロス削減の取組を1項目以上行う人の割合	
		取り組んでいること(上位1位、2位、3位)
81.9% ↓ 目標:90%	93.8%	(1) 残さず食べる:76.0% (2) 冷凍保存を活用する:53.3% (3) 賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する:52.7%

(出典:大阪府計画から抜粋)

なお、上記「府民の意識調査」における設問と選択肢は、以下のとおりである。

Q:あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。(複数回答)
残さずに食べる／冷凍保存を活用する／「賞味期限」を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する／料理を作り過ぎない／飲食店等で注文し過ぎない／日頃から冷蔵庫

等の食材の種類・量・期限表示を確認する／小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれぬ量を購入する／残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)／その他

(出典:大阪府「食品ロス削減に係る府民の意識調査結果報告書の概要」から抜粋)

2.3.2. 本市における指標

本市では、各種計画の成果指標など無作為抽出による意識調査については、隔年で実施する「市民満足度調査」で行っており、本計画の「食品ロス削減に取り組む市民の割合」についても、当調査を用いて数値を採取する。

当調査においては、設問数及び設問あたりの内容量に制限があり、大阪府と同一内容の間を設けることはできないことから、次の関連設問の選択肢に新たな選択肢(下線部)を追加する。

問 ごみの減量について、項目ごとにあなたの取組状況を教えてください。
(それぞれ、「いつもする」「ときどきする」「しない」のいずれかに○で回答)

- ① 買い物に行くときは、買い物袋を持参する
- ② 洗剤等は詰め替え用を購入する
- ③ 購入のとき、ブックカバーや過剰な包装を断る
- ④ ペットボトルは、分別する
- ⑤ まだ食べられる食品を捨てない工夫をする(例:残さず食べる、冷凍保存を活用する、賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断するなど)
- ⑥ 古新聞は、地域の集団回収に出す
- ⑦ その他(具体的に:)

※設問中の例示は、大阪府意識調査における「取り組んでいること(上位1位、2位、3位)」を使用

上記の設問では、大阪府計画と同一の「2項目以上行う人」を指標とすることはできないため、回答の選択肢のうち「いつもする」「ときどきする」「しない」のうち、「いつもする」「ときどきする」と回答した人の割合を指標とする。

基準値は令和3年度市民満足度調査の結果値とし、当面の目標年度を大阪府計画に準じて2030年度、目標値は、大阪府計画における目標値と基準値の割合(90%/81.9%=1.1)に準じ、基準値の1.1倍とする。

2021 年度(基準値)	2030 年度(目標値)
(調査結果は令和4年3月中に公表予定)	基準値×1.1

3. 基本的施策の推進

基本的施策の施策体系は、大阪府計画に倣い「事業者への取組」、「消費者への取組」を中心としつつ、市は、学校給食及び病院給食において一般廃棄物の食品ロスが発生することから、一排出事業者としての立場も有するため、「排出者としての取組」を加える。

3.1. 事業者への取組

(1) 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援

積極的に食品ロス削減の取組を進める事業者と大阪府が連携して消費者への啓発活動をより効果的に進める「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」(平成 30 年度創設)にかかる啓発や参加の呼びかけを市内事業者に対して行うとともに、取組事例の紹介や大阪府への申請手続きの支援を行う。

(2) フードバンク活動の支援

フードバンク活動(※)を実施する団体等に対し、食品提供の意向のある事業者や、子ども食堂など提供食品を必要とする活動者の情報を提供するとともに、フードパントリー(食品を無料で配布するイベント)の開催場所の確保等を支援する。

また、市内事業者に対し、フードバンク活動について啓発を行い、フードバンクへの食品提供を呼び掛ける。なお、フードバンク活動団体の需要を把握して情報提供することで、フードバンク活動団体において食品の滞留や廃棄が生じないように留意する。

※フードバンク活動：安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯等は無償で提供する活動。フードドライブ(家庭で余っている食品を持ち寄る活動)、フードパントリー(食品を無料で配布するイベント)などを含む。

(3) 飲食店の“食べきり・持ち帰り”の取組の支援

小盛メニューや多サイズ展開など、消費者が食べきれる量を選択できる“食べきり”、残ってしまった料理を消費者が自己責任で持ち帰る“持ち帰り”の推進について事業者の啓発を進めるとともに、大阪府が実施した「飲食店の食品ロス削減に向けた食べきりモデル実証実験(令和元年度)」の結果等も活用し、具体的な取組について飲食店への情報提供を行う。

(4) 食料品販売店の“てまえどり”活動の推進

購入後すぐ食べる食品は陳列の手前から取る“てまえどり”を促進するため、食料品販売店において店舗内へのポップの設置や買い物かごへのステッカー貼付などの取組を促す。

(5) 食品ロス削減の取組事例の情報提供

事業者における食品ロス削減の取組事例を広く収集し、市内事業者が食品ロス削減に取り組みやすいよう、具体的な手法について情報提供する。

(6) 事業者の取組にかかる公表等

食品ロス削減に取り組む市内事業者や店舗について、市民に広く事業者名・取組内容を公表し、食品ロス削減の取組が消費者に評価され、事業者や店舗のイメージ向上等につながるよう支援する。

3.2. 消費者への取組

(1) 啓発媒体の活用

広報紙もみじだより、市ホームページなどを活用し、家庭における食品ロス削減の取組に関する意識啓発を行う。

併せて、市内事業者による取組を公表し、事業者の努力をPRするとともに、食料品の購入や飲食店の利用時における消費行動の変化を促す。

また、大阪府が作成するリーフレットなどについて、市内公共施設への配架、市内事業者への配架依頼などを行う。

(2) 食品ロス削減月間における啓発の実施

食品ロス削減推進法第9条においては、「食品ロス削減月間」(10 月)、「食品ロス削減の日」(10 月 30 日)が定められている。

食品ロス削減月間においては、市の「統一キャンペーン」制度の活用、大阪府の「食品ロス削減月間ポスター」等の掲示、食品ロス削減の日においては、市の情報発信アプリ「箕面くらしナビ」の通知機能等の活用により、消費者への啓発を実施する。

(3) 既存イベントにおける啓発イベントの展開

食品ロス削減に親和性のある市の既存のイベントや学校行事において、食品ロス削減推進のイベント(例:フードドライブ&パントリー、食材使い切り／リメイクレシピコンテスト、パネル展示等)を実施する。

(4) フードバンク活動の支援

フードバンク活動団体によるフードドライブ(家庭で余っている食品を持ち寄る活動)の市民へのPRを支援する。

(5) “食べきり”・“持ち帰り”・“てまえどり”の啓発

事業者の取組と連携し、小盛メニューの選択や残食の持ち帰りによる食べ残しの削減、購入後す

ぐ食べる食品は陳列の手前から取る“てまえどり”について市民にPRするとともに、これらに取り組む店舗を公表し、消費者の選択を促す。

3.3. 排出者としての取組

箕面市立小・中学校において、平成 30 年度から実施している給食の食べ残し減少の取組を引き続き進め、提供量の適正化、残食率が高いメニューの分析・改善、残食率が高い学校での分析・対策などに取り組む。

箕面市立病院においては、令和元年度から取り組んでいる入院患者食における予備・保管食材の削減による廃棄食品の低減を引き続き実施する。

4. 計画の推進

4.1. 庁内横断的な連携

本計画の推進にあたっては、計画を所管する廃棄物行政担当部局だけでなく、商工業を所管する部局、フードバンク活動団体やバンクから食品を提供する経済的困窮世帯等の支援を担う福祉部局、同じくバンクから食品の提供を受ける子ども食堂等の情報を把握する子育て支援関連部局、給食提供業務を所管する学校教育部局や市立病院事務局など、市の様々な部局が協力、連携し、情報を共有しながら取り組むものとする。

4.2. 効果測定

4.2.1. 食品ロス量

市処理計画の更新時等にごみの細組成分析を行う場合や、大阪府計画の中間年・最終年などにおいて大阪府から求めがあった場合には、家庭ごみ・事業系ごみそれぞれにおいて厨芥類の分析を実施し、本市の食品ロス量を把握する。

ただし、本計画における食品ロス量の基準値は、大阪府計画における食品ロス率を本市のごみ量に乗じて求めた数値であり、細組成分析の結果と直接結びつくものではないため、本計画策定後はじめて細組成分析を行った際は、基準値・目標値と実績値とを比較検証し、必要に応じて見直すものとする。

4.2.2. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

隔年で行う市民満足度調査において継続的に効果測定を行う。

4.3. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、箕面市廃棄物減量等推進審議会において行う。